

我孫子市議会災害対応マニュアル

令和2年8月24日

議会運営委員会決定

1 基本方針

議会は、市民を代表する議決機関として条例、予算や決算、重要な政策や計画などの事項について、市の団体意思を決定するとともに、市民の負託に応える役割を担っている。他方、災害時にあっては、これら本来の機能とは別に、被災者の救援及び災害復旧のために、二代表制の趣旨にのっとり、市長と連携し、非常の事態に即応した役割を果たすことが求められる。

よって、このマニュアルを定め、本市議会は、大規模災害時の議会としての対応を次のとおり定める。

*大規模災害の定義

- 地震 市域内に震度5弱以上の地震が発生したとき、総合的な応急対策を必要とするとき及び市域外に地震の警戒宣言が発令されたとき
- 風水害 気象業務法に基づく暴風、大雨、洪水、大雪警報等が発表され、総合的な応急対策を必要とするとき
- その他 自然災害のほか、大規模な火災や事故、大規模な感染症等の流行、テロ等により、大きな被害が発生した場合又はそのおそれがある場合であって、特にその対策又は防災の推進を図る必要があるとき

- (1) 議会は、我孫子市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）が迅速かつ円滑な応急対策に全力で専念できるよう大局的な見地から必要な協力、支援を行う。
- (2) 国、県、関係公共機関等に適時適切な要望活動を行い、市の復旧・復興の取り組みを協力・支援する。
- (3) 広域的な応援体制の必要があると判断したときは、関係自治体の議会と情報を共有し、積極的に連携を図る。

2 災害発生時の体制

- (1) 議長は、副議長とともに、議会の災害初期対応に関する事務の総括にあたる。
- (2) 議長に、事故等があるときの職務代理者は下記の順により対応する。

①副議長

②議会運営委員会 委員長

③議会運営委員会 副委員長

④総務企画常任委員会 委員長

⑤教育福祉常任委員会 委員長

⑥環境都市常任委員会 委員長

(3) 議長は、我孫子市に災害対策本部が設置された時は、速やかに議会災害対応会議を設置しなければならない。

①その会議は、議長、副議長並びに各会派代表者を構成員とする。

②会派代表者が事故等で出席できないときは、その会派から代理者を出席させることが出来る。

③対応会議では次のことを任務とする

- ・災害対策本部からの災害情報の収集・整理し、各議員へ情報提供すること
- ・各議員からの被災情報を整理し、災害対策本部へ情報提供すること
- ・災害対策本部、国、県、関係機関等へ適切な要望、提言活動を行うこと

(4) 議会事務局職員（以下「事務局職員」という。）は、議長の災害対応に関する事務を補佐する。ただし、我孫子市地域防災計画（以下「地域防災計画」という。）に基づく事務局職員の動員があった場合は、当該事務局職員は、地域防災計画に従って行動する。

3 災害発生時の対応

(1) 会議開催中の対応

①議長は、本会議開催中に災害が発生した場合、必要に応じ、会議の休憩を宣言し、事務局職員に傍聴者の避難誘導その他安全確保の対応を行わせる。

②議員は、自身の安全を確保し、状況を確認し避難誘導に従い避難する。

③事務局職員は、避難状況を確認するとともに、災害・被害状況の把握に努め、議長に報告する。

④議長は、災害の状況に応じて、議会運営委員会の開催について議会運営委員長と協議を行い、本会議の再開又は散会などの判断を行う。

⑤委員会開催中における委員長についても同様とする。（④の議会運営委員会開催の協議は除く。）

⑥議員は、市へ災害状況の確認をする場合は、議会事務局（以下「事務局」という。）を通すこととし、緊急を要する場合を除き、直接問い合わせをしない。

(2) 散会后・休会中・閉会中の対応

①議員は、次の方法で事務局へ安否を連絡し、連絡体制を確立する。

ア 事務局へ電話

（電話がつかないときは、イ又はウの方法による。）

イ 事務局へFAX

ウ 事務局へメール

※夜間等の連絡は、事務局長又は事務局長が指定する事務局職員とする。

②議長は、災害の状況に応じて、議会運営委員会の開催について議会運営委員長と協議を行い、本会議及び委員会等の開催又は延期などの判断を行う。

③議員は、地域における被災状況に応じた支援に努め、安全の確保や避難所への誘導など、できる限り協力する。

- ④議員は、テレビ、ラジオ、市ホームページ等により災害状況の確認をする。なお、市へ災害状況の確認をする場合は、事務局を通すこととし、緊急を要する場合等を除き、直接問い合わせをしない。
- ⑤議員は、災害に係る情報を収集した場合は、議長に当該情報を提供する。ただし、緊急を要する場合等は、災害対策本部に直接提供することができる。
- ⑥議長は、議員からの情報を収集・整理し、事務局を通して、当該情報を災害対策本部に提供する。
- ⑦事務局は、議長に議員の安否、被災状況及び災害対策本部の対応状況を速やかに報告する。
- ⑧議長は、会派又は議員に対し、収集した災害情報を伝達する。

4 その他

このマニュアルに定めるもののほか、必要な事項は、議会運営委員会で決定する。

附則

このマニュアルは、令和2年8月24日から適用する。

災害発生時の情報の流れ（イメージ図）

